

応急手当普及啓発業務委託 長期継続仕様書
令和 9 年度～令和 11 年度

大阪市消防局

仕様書

この仕様書は、大阪市消防局（以下「当局」という。）が委託する応急手当普及啓発業務の委託にかかる必要事項を示すものであり、本業務の実施にあたっては、これを忠実に履行しなければならない。

1 業務名称

応急手当普及啓発業務委託 長期継続

2 履行場所

大阪市内各消防署本署その他当局が指定する場所

3 履行期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

4 適用範囲

- (1) この仕様書に規定する事項は、受注者がその責任において履行するものとする。
- (2) 受注者は本業務委託については、契約書及び仕様書に明示のない場合又は疑義を生じた場合は、当局と協議するものとする。

5 用語の定義

(1) e-ラーニング

インターネットを利用して、WEB 上の応急手当に関する学習コンテンツを活用した学習形態をいい、次の 2 種類が存在する。

ア ボジョレーに教わる救命ノート

(参考 : <https://119aed.jp> 又は、大阪市消防局ホームページを検索参照)

イ 総務省消防庁の応急手当 WEB 講習

(参考 : <https://www.fdma.go.jp/relocation/kyukyukikaku/oukyu/#>を参照)

(2) 救命入門コース

「救命入門コース」とは、各種講習への導入を目的として、主に胸骨圧迫及び A E D の取扱いを指導する講習をいい、90 分コース及び 45 分コースに区分される。(別表 1 - 1、1 - 2 を参照)

(3) 普通救命講習

「普通救命講習」とは、心肺蘇生法及び大出血時の止血法を指導する講習をいい、普通救命講習Ⅰ、普通救命講習Ⅱ及び普通救命講習Ⅲに区分される。

【区分】

ア 普通救命講習Ⅰ (180 分) … 成人に対する心肺蘇生法及び大出血時の止血法を指導する講習をいう。

イ 普通救命講習Ⅱ (240 分) … 業務の内容や活動領域の性格から一定の頻度で心肺停止

者に対し応急の対応をすることが期待・想定される者を対象とする講習をいい、普通救命講習Ⅰの内容に筆記試験及び実技試験を加えた講習をいう。

ウ 普通救命講習Ⅲ（180 分）… 小児・乳児・新生児に対する心肺蘇生法及び大出血時の止血法を指導する講習をいう。

（４）救命実技講習 1・2

ア 「救命実技講習 1」とは、普通救命講習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの実技部分の講習をいい、e-ラーニングを概ね 1 か月以内に修了した者（注 1）又は救命入門コースを概ね 3 か月以内に受講した者が受講することができる。本講習を修了することにより普通救命講習Ⅰ・Ⅲを修了したものとし、本講習に加えて、筆記試験及び実技試験（60 分間）を受験して合格した者は、普通救命講習Ⅱを修了したものとする。（別表 5－1、2、3、4 を参照。）

イ 「救命実技講習 2」とは、救命入門コース（90 分コース）の実技部分の講習をいい、e-ラーニングを概ね 1 か月以内に修了した者（注 1）が受講することができる。本講習を受講することにより、救命入門コース（90 分コース）を受講したものとする。（別表 5－5、6、7 を参照。）

注 1：e-ラーニングを概ね 1 か月以内に修了した者とは、概ね 1 か月以内に WEB サイト「ボジョレーに教わる救命ノート」で学習し、「チャレンジ！救命テスト」の中級編若しくは上級編の合格証明証がある者、又は総務省消防庁が実施している応急手当 WEB 講習を学習し、受講証明書がある者とする。なお、受講時には WEB サイト上で印刷した証明書等の提示が必要となる。（別添 5、6 参照）

（５）上級救命講習

「上級救命講習」とは、心肺蘇生法（成人、小児、乳児、新生児）、大出血時の止血法、傷病者管理法、手当の要領及び搬送法を指導する講習をいう。（別表 6 を参照）

（６）応急手当普及員講習

「応急手当普及員講習（以下「普及員講習」という。）」とは、事業所等において自らが指導者となって救命入門コース及び普通救命講習の指導に従事する者を養成する講習をいい、講習の対象者に応じて、応急手当普及員講習 1（以下「普及員講習 1」という。）及び応急手当普及員講習 2（以下「普及員講習 2」という。）に区分される。

ア 普及員講習 1（1440 分）… 消防機関在職中に救急隊員の資格を有していた者等（注 2）以外の者に対して行う普及員講習をいう。（別表 7 を参照）

イ 普及員講習 2（240 分）… 消防機関在職中に救急隊員の資格を有していた者等（注 2）に対して行う普及員講習をいう。（別表 8 を参照）

※注 2：消防機関在職中に救急隊員の資格を有していた者等とは、「救急救命士の資格を有する者若しくは消防機関在職中に応急手当指導員の資格を有していた者（過去 2 年以内に消防機関に在職し、普及啓発活動に従事していたと認める者を除く。）」又は「消防機関在職中に救急隊員の資格を有していた者」をいう。

(7) 応急手当普及員再講習

「応急手当普及員再講習（以下「普及員再講習」という。）」とは、応急手当普及員の認定を受けている者が資格認定を継続する際に受講する講習をいう。（別表 8 を参照。）

(8) 患者等搬送乗務員基礎講習

「患者等搬送乗務員基礎講習（以下「基礎講習」という。）」とは、患者等搬送乗務員（車椅子専用含む）に対する応急手当講習をいう。（別表 9－1、9－2 を参照。）

(9) 患者等搬送乗務員定期講習

「患者等搬送乗務員定期講習（以下「定期講習」という。）」とは、患者等搬送乗務員適任証を受けている者が資格認定を継続する際に受講する講習をいう。（別表 10 を参照。）

(10) 応急手当普及員

「応急手当普及員（以下「普及員」という。）」とは、応急手当普及員認定証の交付を受けている者をいい、事業所等において自らが指導者となって救命入門コース及び普通救命講習の指導に従事できる者をいう。

(11) 応急手当指導員

「応急手当指導員（以下「指導員」という。）」とは、応急手当指導員認定証の交付を受けている者をいい、救命入門コース、普通救命講習及び上級救命講習の指導に従事できる者をいう。

(12) 応急手当普及員講習インストラクター

「応急手当普及員講習インストラクター（以下「普及員講習インストラクター」という。）」とは、下記のア又はイのいずれかに該当する者をいい、普及員講習及び普及員再講習等の指導に従事できる者をいう。

ア 医師、看護師又は救急救命士の資格を有し、かつ救急医療業務又は救急業務の経験を有している者

イ 指導員であり、かつ救急医療業務又は救急業務の経験を有している者

(13) 患者等搬送乗務員講師

「患者等搬送乗務員講師（以下「乗務員講師」という。）」とは、医師、看護師又は救急救命士の資格を有し、かつ救急医療業務又は救急業務の経験を有している者をいい、基礎講習、定期講習の指導に従事できる者をいう。

6 委託業務内容

本業務は、大阪市在住者、事業所関係者及び患者等搬送乗務員等を対象に、最新の JRC 蘇生ガイドラインに基づく応急手当の知識・技術の普及啓発を行う。あわせて、バイスタンダーのストレスケアに関する情報提供をはじめ、救急隊到着までの応急手当実施率の向上に資する取組を推進することにより、傷病者の救命率向上を図ることを目的とする。

また、平時のみならず大規模な災害が発生した場合に備えて、市民等の自主救護能力を高めることにより、自助・共助の基盤構築にもつながるものである。

以上のことを踏まえて、委託業務内容は次のとおりとする。

(1) 委託業務

- ア 救命入門コース、普通救命講習Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、上級救命講習、普及員講習及び普及員再講習並びに基礎講習及び定期講習（以下「各種講習」という。）の受講者に対する応急手当の指導業務
- イ 各種講習の参加証、修了証及び認定証（以下「参加証等」という。）並びに適任証の交付（手交）業務
- ウ 受講者名簿等の作成及び提出保管業務
- エ ホームページの開設及びパンフレットの配布による各種講習に関する広報業務
- オ 各種講習に関する申込み等受付業務
- カ 当局が参加する各種広報イベントへの参加協力業務（当局が要請した場合に限る）
- キ その他、事業目的を達成するために必要な業務

（２）各種講習の内容及び実施回数等

ア 救命入門コース

（ア）講習内容：別表１－１のとおり（90分コース）

別表１－２のとおり（45分コース）

（イ）講習回数：原則、各年度日時・場所を指定する90分コースを6回とする。

（ウ）上記（イ）の講習日の設定については、当局と受注者で調整し決定する。

（エ）上記（ウ）で決定した講習以外で、事業所等の団体から申込みがあった場合には、実施月の前月中旬に当局から提示する日程等を踏まえて、当局と調整し実施するものとする。

※参考(実績)

令和6年度	平日	計38回	1,365名
	土日・祝	計5回	61名
	事業所等	計37回	1,289名

令和7年度	平日	計3回	33名
	土日・祝	計6回	87名
	事業所等	計2回	40名

（オ）救命実技講習２の受講申込みがあった場合には、開催する救命入門コース（90分コース）の実技部分（45分）のみを受講できるように調整することとし、その場合、コース途中から実技部分（45分）のみを受講する者がいることを受講者全員に伝えること。また、救命実技講習２の受講申込みをした者については、受講時に受講資格を満たしていることを確認すること。

なお、講習内容については、別表第５－５のとおりとし、その他の取り扱いについては、救命入門コースと同様とすること。

イ 普通救命講習（救命実技講習も含む）

(ア) 講習内容：普通救命講習Ⅰ、Ⅲ…別表２及び４のとおり（１８０分）

普通救命講習Ⅱ …別表３のとおり（２４０分）

(イ) 講習回数：原則、各年度４００回以上とする。ただし、このうち日時・場所を指定する講習の回数は下記Ａのとおりとする。

【各年度内訳】

Ａ 普通救命講習Ⅰ、Ⅲ…平日及び土・日曜日の日時・場所指定 １３０回以上

普通救命講習Ⅱ …土・日曜日の日時・場所指定 計４回

Ｂ 上記Ａ以外で事業所等の団体からの申込みによる普通救命講習Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ。

(ウ) 上記Ａの講習日の設定については、当局と受注者で協議し決定する。

※参考(実績)

救命講習Ⅰ・Ⅲ

令和６年度	{	平日	計 222 回 3,774 名
		土日・祝	計 185 回 3,129 名
		うち事業所等	計 189 回 3,149 名

令和７年度	{	平日	計 215 回 3,761 名
		土日・祝	計 161 回 2,827 名
		うち事業所等	計 161 回 2,762 名

普通救命講習Ⅱ

令和６年度：実施回数４回 63 名

令和７年度：実施回数４回 62 名

(エ) 上記Ｂの事業所等の団体からの申込みがあった場合には、実施月の前月中旬に当局から提示する日程等を踏まえて、当局と調整し実施するものとする。

(オ) 救命実技講習１の受講申込みがあった場合には、希望する講習の実技部分（１２０分）を受講できるように調整することとし、その場合、講習途中から実技部分のみを受講する者がいることを受講者全員に伝えること。また、救命実技講習１の受講申込みをした者については、受講時に受講資格を満たしていることを確認すること。

なお、講習内容については、別表５－１のとおりとし、その他取り扱いについては、普通救命講習Ⅰ、Ⅱ、Ⅲと同様とすること。

ウ 上級救命講習

(ア) 講習内容：別表６のとおり（４８０分）

(イ) 講習回数：原則、各年度５８回以上とする。ただし、このうち各年度で日時・場所を指定する講習の回数は下記Ａのとおりとする。

【各年度内訳】

Ａ 日時場所指定 計 38 回以上

B 上記A以外で事業所等の団体からの申込みによる上級救命講習

※参考：令和6年度実績：実施回数 70 回 1,428 名

令和7年度実績：実施回数 72 回 1,492 名

(ウ) 上記Aの講習日の設定については、当局と受注者で協議し決定する。

(エ) 上記Bの事業所等の団体からの申込みがあった場合には実施月の前月中旬に当局から提示する日程等を踏まえて、当局と調整し実施するものとする。

エ 普及員講習及び普及員再講習

(ア) 普及員講習

A 講習内容：普及員講習1…別表7のとおり（480分×3日間、ただし、教育職員に対する講習については、480分×2日間）

普及員講習2…別表8のとおり（240分）

B 講習回数：原則、各年度普及員講習1を32回以上とする。ただし、このうち各年度で日時・場所を指定する講習の回数は下記Aのとおりとする。

【各年度内訳】

A 普及員講習1…日時・場所指定 計27回以上

B 上記A以外で事業所等の団体からの申し込みによる普及員講習1、2

※参考：令和6年度実績：実施回数 32 回 628 名

令和7年度実績：実施回数 35 回 782 名

(イ) 普及員再講習

A 講習内容：別表8のとおり（180分）

B 講習回数：原則、各年度予め日時・場所を指定する普及員再講習45回以上とする。

※参考：令和6年度実績：実施回数 50 回 1,133 名

令和7年度実績：実施回数 47 回 1,190 名

(ウ) 講習日の設定については、当局と受注者で協議し決定する。

(エ) 上記Bの事業所等の団体からの申込みがあった場合には実施月の前月中旬に当局から提示する日程等を踏まえて、当局と調整し実施するものとする。その場合、普及員講習2については、日時・場所指定の普及員再講習と合わせて実施できるように調整することとする。

オ 基礎講習及び定期講習

(ア) 基礎講習

A 講習内容：基礎講習 別表9-1のとおり（8単位×3日間）

基礎講習（車椅子専用） 別表9-2のとおり（8単位×2日間）

なお、講習内容の詳細については、当局が指示する。

B 講習回数：各年度2回

※基礎講習2回のうち1回については、基礎講習（車椅子専用）の受講を希望する者も合わせて受講できる内容にすることとし、基礎講習（車椅子専用）を希望する者が受講できるようにすること。

※参考：令和 6 年度実績：実施回数 2 回 28 名

令和 7 年度実績：実施回数 2 回 38 名

(イ) 定期講習

A 講習内容：別表 10 のとおり（3 単位）

なお、講習内容の詳細については、当局が指示する

B 講習回数：各年度 4 回

※参考：令和 6 年度実績：実施回数 4 回 42 名

令和 7 年度実績：実施回数 4 回 76 名

(ウ) 講習日の設定については、当局と受注者で協議し決定する。

7 各種講習に従事する者の講習種別

各種講習に従事する者が、指導できる講習は、次の表によるものとする。

従事する者の種別 講習種別	(10) 普及員	(11) 指導員	(12) 普及員講習 インストラクター	(13) 乗務員講師
救命入門コース	○	○	○	○
普通救命講習Ⅰ				
普通救命講習Ⅱ				
普通救命講習Ⅲ				
上級救命講習	×	×	×	
応急手当普及員講習				
応急手当普及員再講習				
患者等搬送乗務員基礎講習				
患者等搬送乗務員定期講習				

※各種講習に従事する者の資格要件については、5 用語の定義（10）～（13）を参照すること。

8 各種配付物又は使用テキスト等

各種講習での配付物又は使用するテキスト等については、次の表によるものとする。

(1) 救命入門コース・普通救命講習・上級救命講習の配付物又は使用するテキスト等

配付物 テキスト 講習種別	ボジョレーに教わる 救命ノート	講習用テキスト	人工呼吸用 フェイスカバー	三角巾
救命入門コース	○ 1 冊	×	×	× ○ 1 枚
普通救命講習Ⅰ	×	○ 1 冊	○ 1 枚	
普通救命講習Ⅱ				
普通救命講習Ⅲ				
上級救命講習				

(JRCガイドライン改訂がされた場合、当該内容に基づくテキスト等を使用するものとする。)

※上記のテキスト等については、講習時に受注者から配付すること。

※当局からの指示があった場合には、配付物について変更すること。

※ボジョレーに教わる救命ノートについては、当局から事前に受注者へ配付する。

※ボジョレーに教わる救命ノート以外については、受注者で用意し費用についても負担すること。

※講習用テキストについては、下記の参考図書と同等以上の製本したテキストを使用すること。

なお、参考図書以外のテキストを使用する場合には、事前に当局の承認を得ること。

【参考図書】

ア (一財) 大阪消防振興協会発行「家庭の救急ノート (最新のガイドライン対応)」

イ 東京法令出版 (株) 発行「応急手当講習テキスト (最新のガイドライン対応)」

※使用するテキスト等に関する事項については、当局と受注者で協議し決定すること。

(2) 普及員講習・普及員再講習・基礎講習・定期講習で使用するテキスト等

テキスト等 種別 講習種別	応急手当指導者 標準テキスト 最新ガイドライン対応 (東京法令出版発行)	患者等搬送乗務員 基礎講習テキスト 最新のガイドライン対応 (東京法令出版発行)	救急蘇生法の指針 市民用・解説編 最新のガイドライン対応 (へるす出版発行)	呼吸吹 き込み 口付 マスク	人工 呼吸用 フェイス カバー	三角巾
普及員講習	○ 1 冊	×	×	○ 1 個	○ 3 枚	○ 1 枚
普及員再講習	×		○ 1 冊	×	○ 1 枚	
基礎講習		○ 1 冊	×	○ 1 個	○ 3 枚	
定期講習		×	○ 1 冊	×	○ 1 枚	

(JRCガイドライン改訂がされた場合、当該内容に基づくテキスト等を使用するものとする。)

※上記のテキスト等については、受講者が準備し、講習当日に持参する。ただし、受講者のうち購入を希望する者に対しては、講習当日に会場においてテキスト等を個々に購入できる体制を受注者が整えること。

※使用するテキスト等に関する事項については、当局と受注者で協議し決定すること。

なお、普及員講習・普及員再講習・基礎講習・定期講習で指定しているテキスト以外を使用する場合には、事前に当局の承認を得ること。

9 各種講習に関する共通事項

- (1) 受講者の定員は原則 20 名とする。ただし、20 名以上対応する体制を整えることができる
と受注者が判断した場合には、当局と協議し決定すること。
- (2) 原則、指導者 1 名に対して受講者は概ね 10 名以内とする。ただし、受注者が効果的に講習を実施できると判断した場合は、この限りでない。
- (3) 当局が講習に必要と判断した資料にあつては、受注者の負担において各種講習で配付すること。(例：ガイドライン改定時の補足資料等)
- (4) 受注者が講習を進行するにあたり別途必要な資料等については、当局の承認を得た後に配付できるものとする。ただし、資料等に係る費用については受注者が負担すること。
- (5) 受注者は、本業務が本市の事務又は事業を実施する事業者であることから、「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）」に基づき大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえ、過重な負担が生じない範囲で、障がいのある人が障がいのない人と同等の機会が確保できるよう環境への配慮に努めるとともに、障がいのある人の権利利益を侵害することとならないよう、個々の場面において必要とする社会的障壁の除去について、合理的な配慮の提供に努めることとし、各種講習で障がいのある人から受講申込みがあった場合には、当局と協議し対応すること。
- (6) 講習会場について、各消防署及び発注者指定の会場で実施する際は、受注者に会場使用料の費用負担は発生しないが、交通費、駐車料金はその限りではない。また、団体・事業所へ出張する際の交通費及び駐車料金についても受注者負担とする。

10 各種講習（基礎講習及び定期講習を除く。）に係る参加証等及び名簿等取り扱いに関する事項

入門コースの参加者には救命入門コース参加証（小学校高学年（概ね 10 歳以上）にあつては、こども救命士認定証）、普通救命講習Ⅰ～Ⅲ、上級救命講習並びに普及員講習及び普及員再講習の修了者には認定証を、以下の要領で交付すること。なお、これらの取扱いに関して、当局において変更を行った場合はそれに従い実施すること。

- (1) 当局から講習前に受注者へ参加証等（普及員講習及び普及員再講習の認定証については厳封処理のため保護フィルムを含む。）を配付するので、受注者は別添 4 を参考にして参加証等に氏名等の必要事項を記入又は印字すること。あわせて、普及員講習については、応急手当普及員認定者一覧（別紙 4）及び所属別応急手当普及員認定状況表（別紙 5）を作成し、受講状況を管理すること。
- (2) 受注者は、講習の参加及び修了時に受講者に対して参加証等を手交すること。なお、手交

の際、記載内容に誤りがあった場合には、訂正し、再手交については受講者と調整して行うこと。

- (3) 受注者は、参加証等の手交後には、参加証等枚数管理表（別紙9）に記入し、参加証等の枚数を管理すること。

11 基礎講習及び定期講習に係る修了証及び適任証並びに名簿等取り扱いに関する事項

基礎講習の修了者には修了証及び適任証を以下の要領で交付し、定期講習の修了者には以下の要領で再受講修了の確認を行うこと。なお、これらの取扱いに関して、当局において変更を行った場合はそれに従い実施すること。

- (1) 基礎講習については、当局から基礎講習の終了前に受講者へ修了証及び適任証を配付するので、受注者は、基礎講習修了時に受講者に対して修了証及び適任証を手交すること。
- (2) 受注者は、基礎講習の修了証及び適任証を手交時には、当局から予め配付された基礎講習修了者名簿（別紙8－2）に必要事項を記入し、受講状況を管理すること。
- (3) 定期講習については、受注者は定期講習修了時に受講者が持参した適任証の再受講欄に受講済印を押下し、当局から予め配付された定期講習受講（修了）者名簿（別紙8－3）に必要事項を記入し、受講状況を管理すること。
- (4) この際、受講者が持参した適任証について、再受講欄に空きがない場合には、当局へ速やかに連絡し、当局が新しい適任証を作成して配付することとし、手交日時や方法については、当局、受講者及び受注者で協議して決定する。

12 普及員再講習及び定期講習の受講者への講習案内に関する事項

- (1) 業務開始後、直ちに普及員再講習の認定証及び定期講習の適任証の有効期限が終了する者（以下「再受講対象者」という。）の該当者名簿を当局と調整して作成すること。
- (2) 各年度の再受講対象者に対して、当局と協議し、決定した講習開催日時及び場所等の必要事項を記載した通知書を作成し発送すること。なお、通知書の作成及び発送に係る費用については受注者が負担すること。

※参考：令和6年度講習案内通知該当者数 1,684 名

令和7年度講習案内通知該当者数 1,402 名

13 各種講習に関する申込み等受付業務

受付業務は、電話、ファックス、メール等（以下「電話等」という。）により実施することとし、各種講習に関する問い合わせがあった場合には、対応すること。ただし、以下の要領で問い合わせ内容に疑義が生じた場合には、当局と調整すること。また、受注者が独自に受付した講習については、受注者が申込者と日程等について調整すること。

なお、受付業務の実施方法について、変更する場合は、当局と協議の上、実施すること。また、変更により生じる諸経費については受注者が負担すること。

- (1) 各種講習受付要領（別添1～3参照）

ア 救命入門コース及び普通救命講習Ⅰ、Ⅲ

日時指定の講習会場となっている大阪市内各消防署本署又は受注者の電話等による受付窓口にて、受付を行う。

また、大阪市内各消防署本署で受付を行った受講希望者一覧表は受講日の7日前までに当局（各消防署）から受注者へ事前送付し、申込み締切り後にあっては、当局と調整すること。さらに、当局が受付した講習は、当局と日程等について調整すること。なお、受注者へ直接事業所等から講習の申込みがあった場合には、当局と調整し、手続きに関して説明すること。

イ 普通救命講習Ⅱ、上級救命講習、普及員講習及び再講習

受注者の電話等による受付窓口にて受付を行う。

ウ 基礎講習及び定期講習

当局にて受付を行う。

(2) 受付に関する共通事項

ア 受付開始

普通救命講習Ⅱ及び上級救命講習については、講習実施月の2か月前の1日から受付開始とする。（ただし、受注者の電話等による受付窓口の業務時間内とする。）また、普通救命講習Ⅱ及び上級救命講習以外の講習申込みについては、日程調整を行い随時受付するものとする。なお、基礎講習及び定期講習については、当局が随時受付を行う。

イ 受付締切

講習実施日から4日前の受付時間終了時を受け付けの締切りとする。ただし、基礎講習及び定期講習については、講習実施日から30日前を締切りとし、当局から（講習受講（修了）者名簿）「別紙8-2～3」を連絡送付する。

ウ 受付時間

平日（月曜日～金曜日）9時00分～16時30分

ただし、土日・祝日及び12月29日から1月3日は除く

14 講習の日程及び申込み状況等の公表

受注者はホームページ上に各種講習の案内に関するページを作成して、各種講習の日程及び申込状況等（ただし、申込み状況については普通救命講習Ⅱ、上級救命講習、普及員講習及び普及員再講習に限る。）を公表するとともに、毎月2回以上更新すること。

15 講習会案内パンフレットの準備及び広報

受注者は、各種救命講習案内パンフレット（A4サイズ カラー印刷）10,000部を準備し、大阪市内各消防署の受付に設置して、講習会の広報を行うこと。

なお、講習会案内パンフレット等広報に関する費用については受注者が負担すること。また、広報の内容については、当局の監修を受けること。

16 視聴覚教材等の貸与

視聴覚教材等（DVD等）については、契約後に当局が受注者に貸与する。

17 その他の業務に関する事項

- (1) 指導業務上必要な資器材等（心肺蘇生用訓練人形、AED トレーナー、心肺蘇生訓練用マット、DVD プレーヤー、ディスプレイ等）、事務機器等（PC、プリンター等）、消耗品費（消毒用エタノール、消毒用ガーゼ等、事業用用紙、印刷用トナーカートリッジ、その他必要な事務用品等）、通信費（普及員再講習及び定期講習の受講対象者への講習案内の通知及び電話代並びにプロバイダー料等の費用）、受講者名簿等保管ロッカー等、被服費（指導員用ジャケット等）、使用料（事務所等賃料、高速通行料等）、その他必要な経費については、契約書等に別に記載がある場合以外は受注者が負担すること。なお、心肺蘇生用訓練人形及び AED トレーナーについては、当局が講習で使用しているもの（下記の【参考品：心肺蘇生訓練人形等】を参照）と同等程度の性能を有するのものとし、事前に当局の承認を受けること。

【参考品：心肺蘇生訓練人形等】

ア 心肺蘇生用訓練人形（成人）

レールダル社製：リトルアン QCPR（半身）	123-01050
AED リトルアン	122-01050
ヤガミ社製：JAMY G2020 RECO	6818400
JAMY-P	4696000

イ 心肺蘇生用訓練人形（小児）

レールダル社製：リトルジュニア QCPR	128-01050
ヤガミ社製：JAMY2-i	4888170

ウ 心肺蘇生用訓練人形（乳児）

レールダル社製：リトルベビーQCPR	133-01050
SimPad Plus スキルレポータ	206-30001
ベビーアン	130-01050（販売終了）
ヤガミ社製：JAMY II-babyN	5211170

エ AED トレーナー（ガイドライン 2020 対応）

日本ライフライン社製	
カーディアックレスキューRQ-5000 トレーナー	RQ - 5000TR
レールダル社製：AED トレーナー 3	198 - 00150
日本ストライカー社製：LPCR2 トレーナー	11250-000160

- (2) 講習に必要な資器材は、当局との協議により当局が指定する場所に保管することができる。
- (3) 受講者等の相手側とのトラブルにより生じた問題等には、受注者が責任を持って対応することとし、損害賠償等に生じる費用についても受注者が負担すること。

18 業務執行体制等

- (1) 統括業務責任者等の設置と業務執行体制の確立

ア 受注者は、次の統括業務責任者等をもって業務執行体制を確立しなければならない。

(ア) 統括業務責任者

業務を総合的に統括し、当該業務に従事する者を指揮監督する者

(イ) 事務責任者

事務を掌握し、かつ、副事務責任者を指揮する者

(ウ) 副事務責任者

事務責任者が不在となる場合、その職務を代行する者

(エ) 各種講習に従事する者

A 普及員

B 指導員

C 普及員講習インストラクター

D 乗務員講師

(オ) 受付業務要員

各種講習に関する受付業務を行うとともに、講習に関する問い合わせ等に対応する者

イ 受注者は、本契約締結後、速やかに業務執行体制について、当局に届け出て承認を受けなければならない。なお、職を兼任する場合は、当局の承認を得ること。

(2) 受注者は、各種講習に従事する者について、当局から不適格との連絡を受けたときは、速やかに他の者と交代させること。

19 受注者の遵守事項

(1) 当該業務の遂行にあたっては、関係法令等を遵守すること。

(2) 各種講習の実施にあたっては、当局が定める「応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱」、「患者等搬送事業の指導及び認定に関する要綱」、「応急手当指導マニュアル第13版」及び「応急手当普及啓発運用マニュアル第9版」に基づいて行うこと。

なお、これらに改訂等が生じた場合は当局の指示に従うこと。

(3) 応急手当普及啓発業務の目的を効率的・効果的に達成するよう努めること。

(4) 業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた場合も同様とする。

(5) 業務遂行に関係のない場所に履行場所関係者の許可なく立ち入らないこと。

(6) 各種講習実施中は、言動に細心の注意を払い、受講者に不快感を与えないこと。

(7) 各種講習に従事する者には、統一された被服及び名札を着用させることとし、事前に当該被服等を撮影した写真を添付した書類を当局に提出し、承認を得ること。

20 研修

(1) 受注者は、当局と協議のうえ、応急手当の指導に関して、接遇、個人情報保護、プライバシー保護及びハラスメント防止対策の内容を含む研修を年1回以上実施し、統括業務責任者、事務責任者、副事務責任者及び各種講習に従事する者に受講させなければならない。

(2) 受注者は、前記(1)に定める研修を実施した場合、当該実施結果を実施月の業務終了後に当局に提出すること。

21 提出書類

(1) 受注者は、各種講習に従事する者の名簿（様式は任意）、各種講習に従事する者が資格要件を満たす旨及び受注者から雇用されている旨を証明する資料等を各年度業務開始までに当局

に提出し、承認を得なければならない。

- (2) 受注者は、各種講習に従事する者を変更したときは、更新した名簿、変更した者が資格要件を満たす旨及び受注者から雇用されている旨を証明する資料等を、速やかに当局に提出し、承認を得なければならない。
- (3) 受注者は、毎月の応急手当普及啓発活動実施計画（別紙１）を、実施月の前月の 20 日までに、当局に提出すること。なお、令和 9 年 4 月分の実施計画については契約後、業務開始までに提出するものとする。
- (4) 受注者は、毎月の応急手当普及啓発活動実施結果（別紙２）を、実施月の業務終了後に当局に提出すること。
- (5) 受注者は、四半期ごとの応急手当普及啓発活動実施結果報告書（別紙３）を、当局に提出すること。
- (6) 受注者は、普及員講習を実施した月ごとに、応急手当普及員認定者一覧（別紙４）及び所属別応急手当普及員認定状況表（別紙５）を、当局に提出することとし、該当する市内各消防署にも通知すること。
- (7) 受注者は、基礎講習又は定期講習の終了ごとに、患者等搬送乗務員講習実施結果報告書（別紙 8-1）に基礎講習受講（修了）者名簿（別紙 8-2）又は定期講習受講（修了）者名簿（別紙 8-3）を添付し、速やかに当局に提出すること。
- (8) 受注者は、当局から業務内容について上記以外の報告書の提出を求められた場合は、速やかに作成し、提出すること。
- (9) 受注者は、各年度応急手当普及啓発活動実施結果報告書（別紙 6）、各年度応急手当普及員名簿（別紙 7）及び参加証等枚数管理表（別紙 9）を各年度業務終了後（各年度 3 月 31 日まで）に当局に提出すること。

なお、CD-ROM 等の電子媒体に記録したものを併せて提出すること。また、すべての提出が完了すれば受注者が保管していた個人情報に関わる書類については、受注者が責任をもって破棄すること。
- (10) 当局の指示により提出書類の内容に変更があった場合には、変更し提出すること。

22 履行確認等に関する事項

- (1) 受講申込み締切り後において受講者がいない場合は、当該講習は中止とする。

ただし、その場合は他の日程において、当該講習の開催又は、当該講習以外の各種講習（基礎講習及び定期講習を除く。）を開催することとする。
- (2) 台風や地震等の特別な事由により各種講習が実施困難な場合は、当局と協議するものとし、当該講習を中止する場合は、大阪市内各消防署本署又は受注者より受講予定者に中止の連絡をする。なお、この場合、受講予定者と調整し他の日程で講習を実施、又は他の日程で実施予定である同じ講習に参加出来るように調整するものとする。
- (3) 各種講習において、その他やむを得ない事由により実施することが難しい場合は、当局と受注者が協議し決定すること。
- (4) 救命入門コース及び普通救命講習Ⅰ、Ⅱ、Ⅲで実技部分のみの講習となった場合でも、実施回数として計上するものとする。

- (5) 各年度による履行とは、原則、当該仕様書 6 (2) に定めている各種講習の講習回数の完了をいう。ただし、基礎講習及び定期講習を除き、前記 (1) から (3) にある事由が生じ、当該講習回数を履行できなかった場合には、次に掲げる事項をもって履行できたものとする。
- ア 各種講習のポイントを年度ごとに集計し、最低 1,644 ポイント以上の取得確認をもって履行できたものとする。
- イ 上記アをもってしても履行できなかった場合、契約期間中に最低 4,932 ポイント以上の取得確認をもって履行できたこととする。
- (6) 前記 (5) において、各年度にて履行不可と当局が判断した場合、履行達成が確認出来た各種講習及び本契約の主旨を達成できたと当局が認める業務については、当局と支払額を協議の上、その部分のみを支払うものとする。

【各種講習の 1 回あたりのポイント数】

ア 救命入門コース

(ア) 45 分コース：1 回あたり 0.5 ポイント

(イ) 90 分コース：1 回あたり 1 ポイント

イ 普通救命講習

(ア) 普通救命講習Ⅰ：1 回あたり 2 ポイント

(イ) 普通救命講習Ⅱ：1 回あたり 2.7 ポイント

(ウ) 普通救命講習Ⅲ：1 回あたり 2 ポイント

ウ 上級救命講習：1 回あたり 5.4 ポイント

エ 普及員講習：1 回あたり 16 ポイント

オ 普及員再講習：1 回あたり 2 ポイント

カ 各種広報イベントへの参加協力業務：1 回 45 分あたり 0.5 ポイント

- (7) 当局は、受注者が報告する応急手当普及啓発活動実施結果等の提出書類により履行を確認する。
- (8) 当局は、必要があると認めるときは、受注者に対し、業務の実施状況等の報告を求め、関係書類を閲覧し、業務の履行状況について確認することができる。
- (9) 当局は、必要があると認めるときは、受注者が実施する各種講習に立ち会い、業務の履行状況について確認することができる。

23 再委託の取扱い

- (1) 業務委託契約書（長期継続契約用）第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
- ア 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
- イ 応急手当の指導業務
- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- (3) 受注者は、前記 (1) 及び (2) に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する※。

- (4) 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

- (5) 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の契約書を業務委託契約書（長期継続契約用）第 16 条第 2 項及び第 16 条の 2 第 2 項に規定する書面と合わせて発注者に提出しなければならない。

24 その他

- (1) 応札に当たっては本仕様書を十分検討し、疑義のある場合は質問受付期間内に指定の方法により質問し、その内容を熟知のうえ応札するものとする。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。

なお、契約後における本仕様書上の疑義は本市の解釈によるものとする。

- (2) 契約の終了又は契約解除等により受注者に変更があった場合、受注者は当該業務が引続き円滑に履行できるよう、次の受注者に対して適切な業務引継ぎを行うこととし、業務マニュアル等の業務を通じて利用した資料等も提供すること。

なお、業務引継ぎに要する費用は、受注者の負担とする。

- (3) 当局

仕様書に関する問い合わせ先

救急課（救命普及） TEL 06-4393-6633

契約に関する問い合わせ先

総務課（調達） TEL 06-4393-6051

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、条例第7条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。
また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第9条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。
また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第12条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は第3号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

特記仕様書

（条例の遵守）

第1条 受注者及び受注者の役職員は、当該業務の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例 第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（消防局企画部企画課）へ報告しなければならない。

- 2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（消防局企画部企画課）へ報告しなければならない。
- 3 発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者（消防局企画部企画課）に報告しなければならない。

【消防局企画部企画課 連絡先：06-4393-6207】

（調査の協力）

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由無く公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）

第5条 発注者は、受注者が条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

（発注者：大阪市 受注者：請負者）

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。

令和 年 月中応急手当普及啓発活動実施計画

日	曜日	時間	講習種別	対象者	講習会場	指導主担者	備 考
1		: ~ :					
2		: ~ :					
3		: ~ :					
4		: ~ :					
5		: ~ :					
6		: ~ :					
7		: ~ :					
8		: ~ :					
9		: ~ :					
10		: ~ :					
11		: ~ :					
12		: ~ :					
13		: ~ :					
14		: ~ :					
15		: ~ :					
16		: ~ :					
17		: ~ :					
18		: ~ :					
19		: ~ :					
20		: ~ :					
21		: ~ :					
22		: ~ :					
23		: ~ :					
24		: ~ :					
25		: ~ :					
26		: ~ :					
27		: ~ :					
28		: ~ :					
29		: ~ :					
30		: ~ :					
31		: ~ :					

年 月 日

消 防 局 長 様

委託事業者

応急手当普及啓発活動実施結果報告書（ 月 ～ 月 ）

標題について、次のとおり報告します。

記

1 各種講習を実施した普及啓発活動

(1)救命講習

種別 対象者	普通救命講習Ⅰ			普通救命講習Ⅱ			普通救命講習Ⅲ			上級救命講習		
	回数	初回 人員	再受講 人員	回数	初回 人員	再受講 人員	回数	初回 人員	再受講 人員	回数	初回 人員	再受講 人員
地域振興町会関係		()	()		()	()		()	()		()	()
事業所の従業員		()	()		()	()		()	()		()	()
大阪市職員 (校園関係者を除く)		()	()		()	()		()	()		()	()
学校関係者 (PTAを含む)		()	()		()	()		()	()		()	()
中学生		()	()		()	()		()	()		()	()
高齢者施設等		()	()		()	()		()	()		()	()
その他		()	()		()	()		()	()		()	()
合計		()	()		()	()		()	()		()	()

()内は上記数値のうち、講習の分割を活用した受講者数を示す。

(2)応急手当普及員講習

種別 対象者	応急手当普及員講習1又は2		応急手当普及員講習再講習	
	回数	人員	回数	人員
事業所の従業員				
地域の自主防災 組織等の構成員				
高齢者施設等				
その他				
合計				

2 救命入門コース及び各種講習以外の普及啓発活動

種別 対象者	救命入門コース (90分コース)		救命入門コース (45分コース)		各種講習以外	
	回数	人員	回数	人員	回数	人員
地域振興町会関係者		()				
事業所の従業員		()				
大阪市職員 (校園関係者を除く)		()				
学校関係者 (PTAを含む)		()				
中学生		()				
小学生		()				
高齢者施設等		()				
その他		()				
合計		()				

()内は上記数値のうち、講習の分割を活用した受講者数を示す。

3 患者等搬送乗務員講習

	患者等搬送乗務員講習		
	基礎(寝台)	基礎(車椅子)	定期
回数			
人員			

4 オンライン環境を活用した講習等

種類		種別	普通救命講習Ⅰ	普通救命講習Ⅱ	普通救命講習Ⅲ	上級救命講習	救命入門コース		救急広報	合計
							90分コース	45分コース		
オンライン講習	回数						()	()		()
	初回人員						()	()		()
	再講習									
その他※	回数									

()内は上記数値のうち、オンライン環境を活用して座学講習及び実技講習を実施した数を示す。

※応急手当普及員に対する助言など、オンライン環境を活用したもの

5 普通救命講習修了証等の使用枚数

種別	枚数
普通救命講習修了証	()
救命入門コース用参加証	()
救命入門コース用参加証(小学生用)	()
上級救命講習修了証	()
応急手当普及員認定証	()

()内は左記数値のうち、修了証等を再発行した枚数を示す。

応急手当普及員認定者一覧

令和 年度 第 回（令和 年 月 日～ 月 日）

番号	氏 名	現住所	事業所名	事業所住所	管轄消防署
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					

令和 年度 所属別 応急手当普及員認定状況表

[illegible]

年 月 日

消 防 局 長 様

委託事業者

応 急 手 当 普 及 啓 発 活 動 実 施 結 果 報 告 書 (年度集計)

標題について、次のとおり報告します。

記

1 各種講習を実施した普及啓発活動

(1)救命講習

種別 対象者	普通救命講習Ⅰ			普通救命講習Ⅱ			普通救命講習Ⅲ			上級救命講習		
	回数	初回 人員	再受講 人員	回数	初回 人員	再受講 人員	回数	初回 人員	再受講 人員	回数	初回 人員	再受講 人員
地域振興町会関係		()	()		()	()		()	()		()	()
事業所の従業員		()	()		()	()		()	()		()	()
大阪市職員 (校園関係者を除く)		()	()		()	()		()	()		()	()
学校関係者 (PTAを含む)		()	()		()	()		()	()		()	()
中学生		()	()		()	()		()	()		()	()
高齢者施設等		()	()		()	()		()	()		()	()
その他		()	()		()	()		()	()		()	()
合計		()	()		()	()		()	()		()	()

()内は上記数値のうち、講習の分割を活用した受講者数を示す。

(2)応急手当普及員講習

種別 対象者	応急手当普及員講習1又は2		応急手当普及員講習再講習	
	回数	人員	回数	人員
事業所の従業員				
地域の自主防災 組織等の構成員				
高齢者施設等				
その他				
合計				

2 救命入門コース及び各種講習以外の普及啓発活動

種別 対象者	救命入門コース (90分コース)		救命入門コース (45分コース)		各種講習以外	
	回数	人員	回数	人員	回数	人員
地域振興町会関係者		()				
事業所の従業員		()				
大阪市職員 (校園関係者を除く)		()				
学校関係者 (PTAを含む)		()				
中学生		()				
小学生		()				
高齢者施設等		()				
その他		()				
合計		()				

()内は上記数値のうち、講習の分割を活用した受講者数を示す。

3 患者等搬送乗務員講習

	患者等搬送乗務員講習		
	基礎(寝台)	基礎(車椅子)	定期
回数			
人員			

4 オンライン環境を活用した講習等

種類		種別	普通救命講習Ⅰ	普通救命講習Ⅱ	普通救命講習Ⅲ	上級救命講習	救命入門コース		救急広報	合計
							90分コース	45分コース		
オンライン講習	回数						()	()		()
	初回人員						()	()		()
	再講習									
その他※	回数									

()内は上記数値のうち、オンライン環境を活用して座学講習及び実技講習を実施した数を示す。

※応急手当普及員に対する助言など、オンライン環境を活用したもの

5 普通救命講習修了証等の使用枚数

種別	枚数
普通救命講習修了証	()
救命入門コース用参加証	()
救命入門コース用参加証(小学生用)	()
上級救命講習修了証	()
応急手当普及員認定証	()

()内は左記数値のうち、修了証等を再発行した枚数を示す。

令和 年 度 応 急 手 当 普 及 員 名 簿

番号	氏名	職員別	*職員の場合は階級 *職員でない場合は郵便 番号、住所及び電話番号	事業所の 住所、名称	受付日	資格基準 講習種別	普及員 講習受年月日	認定証 発番	認定証 行号	認定 年月日	認定証 交付年月日	再 講 習		再交付 年月日	備考
												受 講	認定証 交付年月日		

* 「番号」欄は、一連番号を記入する。

* 「職員別」欄は、当局職員の場合に○を記入する。

* 「資格基準講習種別」欄は、現要綱第9条の各号の番号を記入し、現要綱第9条第2号のただし書又は第3号に該当する場合は「特」と記入する。

令和 年度第 回患者等搬送乗務員 $\left(\begin{array}{cc} \text{基} & \text{礎} \\ \text{基礎(車椅子)} & \\ \text{定} & \text{期} \end{array}\right)$ 講習実施結果報告書

- 1 実施日時
令和 年 月 日 () 時 分～ 時 分
- 2 実施場所
- 3 受講者名
- 4 指 導 者
- 5 講習内容
- 6 使用資器材

基礎講習受講（修了）者名簿

番 号	受 付 年 月 日	申 請 者 氏 名 所 住	年 齢	勤 務 先 名 称	受講状況	講習 種別	修 了 証 交 付 年月日及び番号	適 任 証 交 付 年月日及び番号	管 轄 本 部
1							年 月 日 第 号	年 月 日 第 号	
2							年 月 日 第 号	年 月 日 第 号	
3							年 月 日 第 号	年 月 日 第 号	
4							年 月 日 第 号	年 月 日 第 号	
5							年 月 日 第 号	年 月 日 第 号	
6							年 月 日 第 号	年 月 日 第 号	
7							年 月 日 第 号	年 月 日 第 号	
8							年 月 日 第 号	年 月 日 第 号	
9							年 月 日 第 号	年 月 日 第 号	
10							年 月 日 第 号	年 月 日 第 号	

注 講習種別欄

- 患者等搬送乗務員基礎講習 . . . 1
- 患者等搬送乗務員基礎講習（車椅子専用） . . . 2

定期講習受講（修了）者名簿

講習日 令和 年 月 日（ ）

番号	受付年月日	申請者氏名 住 所	勤務先名称	備考	管轄本部
1				適任証(修了証)番号	
				第 号	
2				適任証(修了証)番号	
				第 号	
3				適任証(修了証)番号	
				第 号	
4				適任証(修了証)番号	
				第 号	
5				適任証(修了証)番号	
				第 号	
6				適任証(修了証)番号	
				第 号	
7				適任証(修了証)番号	
				第 号	
8				適任証(修了証)番号	
				第 号	
9				適任証(修了証)番号	
				第 号	
10				適任証(修了証)番号	
				第 号	
11				適任証(修了証)番号	
				第 号	
12				適任証(修了証)番号	
				第 号	
13				適任証(修了証)番号	
				第 号	
14				適任証(修了証)番号	
				第 号	
15				適任証(修了証)番号	
				第 号	
16				適任証(修了証)番号	
				第 号	
17				適任証(修了証)番号	
				第 号	
18				適任証(修了証)番号	
				第 号	
19				適任証(修了証)番号	
				第 号	
20				適任証(修了証)番号	
				第 号	

参加証等枚数管理表

参加証等保有枚数・使用枚数（年度初めに赤枠を入力・一定期間ごとに保有枚数を確認してください）

※各項目の（4）には入力用シートの修了証等に関する入力内容が反映されます。保有枚数と表示される枚数に差がある場合は入力内容を確認してください。

普通救命講習修了証

(1) 普通救命講習修了証保有枚数(年度初め)

枚

(2) 局からの配付数(今年度分)

枚

(3) 使用枚数

枚 (年度間) ※四半期の使用枚数は報告書内で確認できます。

(4) 修了証保有枚数(現在)

0

枚

救命入門コース参加証

(1) 救命入門コース参加証保有枚数(年度初め)

枚

(2) 局からの配付数(今年度分)

枚

(3) 今年度使用枚数

枚 (年度間) ※四半期の使用枚数は報告書内で確認できます。

(4) 救命入門コース参加証保有枚数(現在)

0

枚

救命入門コース参加証(小学生用)

(1) 救命入門コース参加証(小学生用)保有枚数(年度初め)

0

枚

(2) 局からの配付数(今年度分)

0

枚

(3) 今年度使用枚数

0

枚 (年度間) ※四半期の使用枚数は報告書内で確認できます。

(4) 救命入門コース参加証(小学生用)保有枚数(現在)

0

枚

上級救命講習修了証

(1) 上級救命講習保有枚数(年度初め)

枚

(2) 局からの配付数(今年度分)

枚

(3) 今年度使用枚数

枚 (年度間) ※四半期の使用枚数は報告書内で確認できます。

(4) 上級救命講習保有枚数(現在)

0

枚

応急手当普及員認定証

(1) 応急手当普及員認定証保有枚数(年度初め)

枚 シート

(2) 局からの配付数(今年度分)

枚

(3) 今年度使用枚数

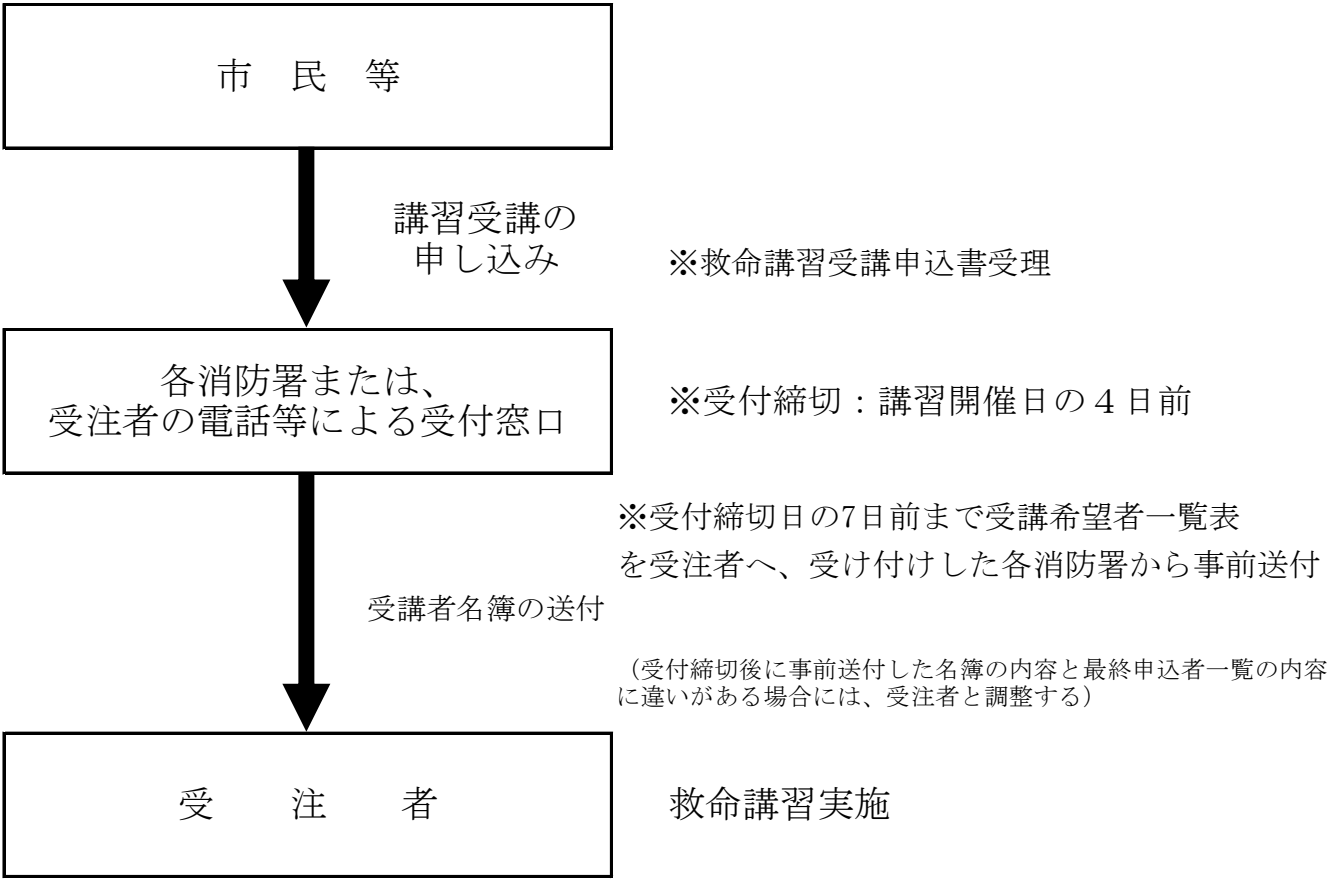
枚 (年度間) ※四半期の使用枚数は報告書内で確認できます。

(4) 応急手当普及員認定証保有枚数(現在)

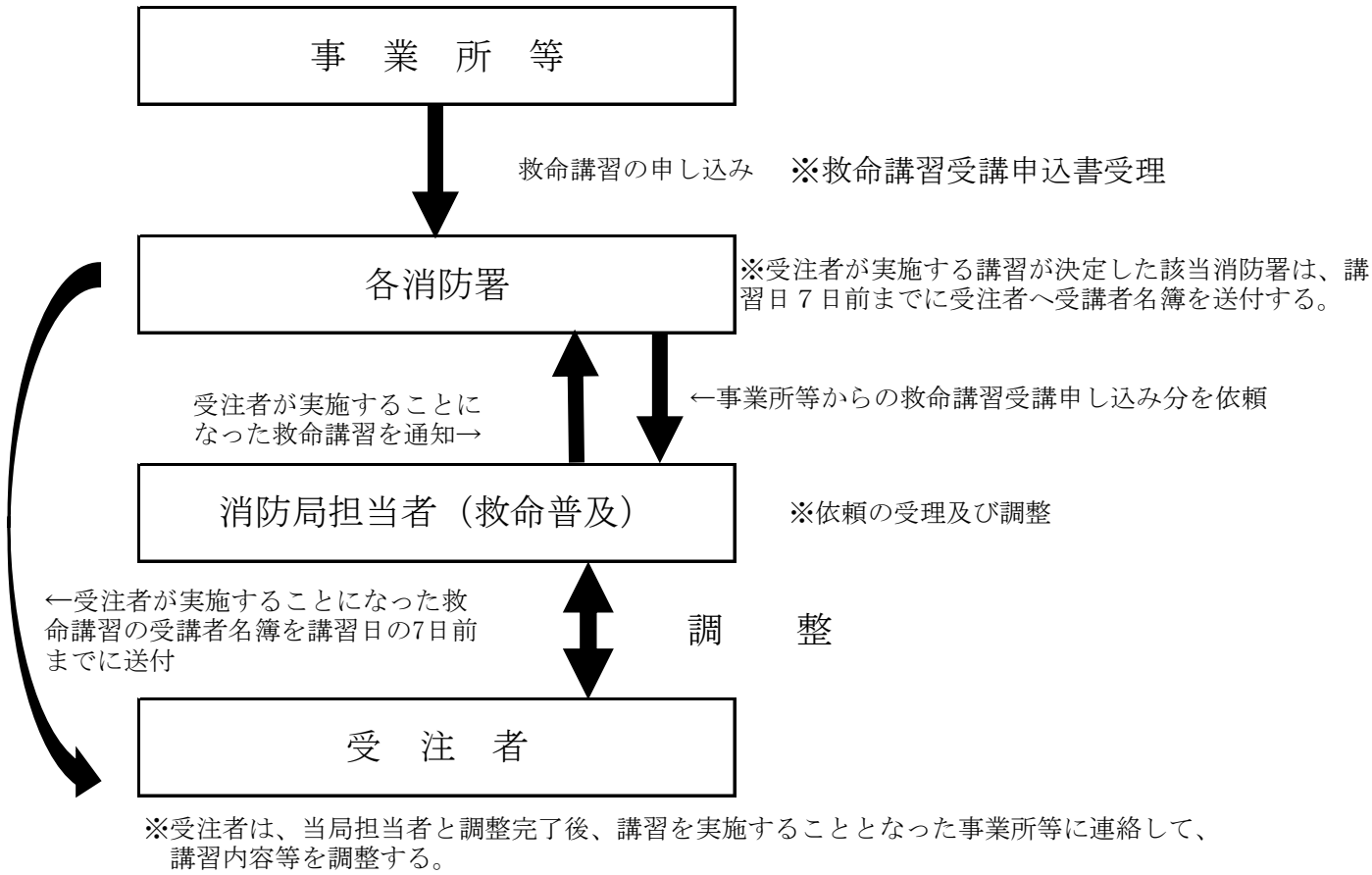
0

枚

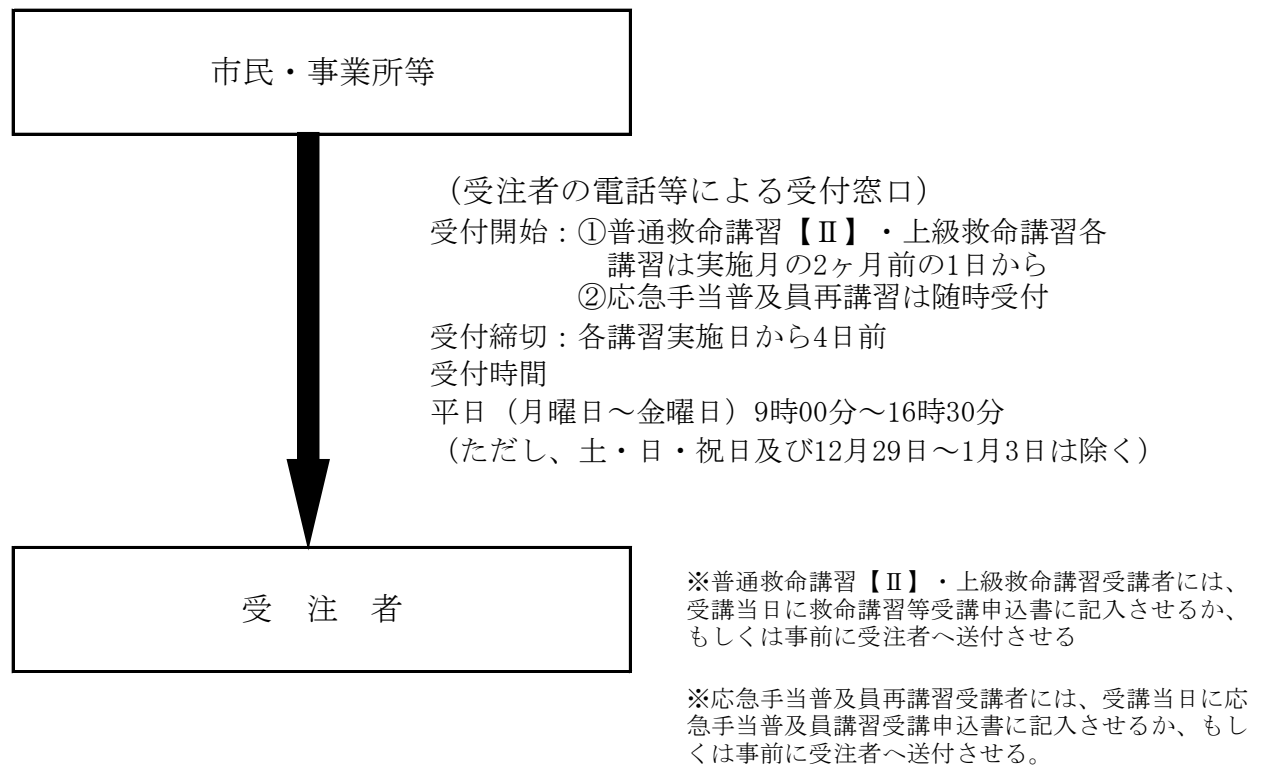
「市民等」の受付要領



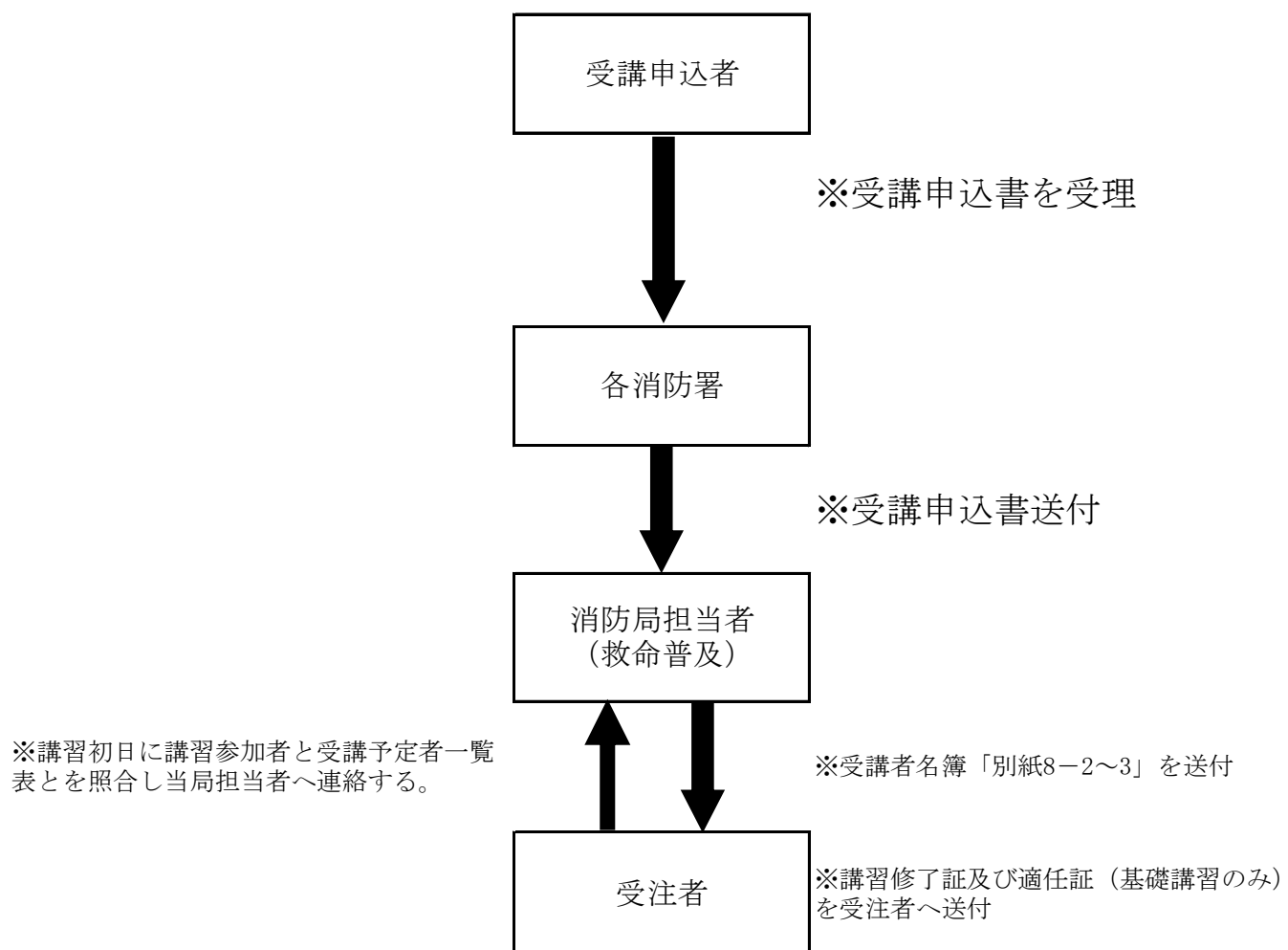
「事業所等」の受付要領



「普通救命講習Ⅱ・上級救命講習・普及員講習・普及員再講習」の受付要領

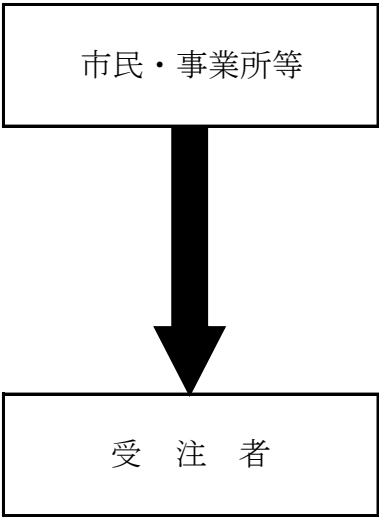


「患者等搬送乗務員基礎・定期講習」の受付要領



「応急手当普及員講習」の受付要領

●受注者直接受付



(受注者の電話等による受付窓口)
受付開始：随時受付
受付締切：講習実施日から4日前
受付時間
平日（月曜日～金曜日）9時00分～16時30分
（ただし、土・日・祝日及び12月29日～1月3日は除く）

※応急手当普及員再講習受講者には、受講当日に応急手当普及員講習受講申込書に記入させるか、もしくは事前に受注者へ送付させる

【普及員講習及び普及員再講習認定証】

- 1 氏名、認定・交付・有効年月日を記入する。
- 2 厳封処理をする。

応急手当普及員認定証			救第	号	
氏	名	○	○	○	○
上記の者を応急手当普及員として認定します。					
	年	月	日	認定	
	年	月	日	交付	
	年	月	日	まで有効	
				大阪市消防局長	印

※普及員再講習の修了者については、講習修了の都度新たに認定証を交付する。

参加証、修了証及び認定証の作成要領

【救命入門コース参加証】

参加証は氏名等の記載は不要とし、カードを手交するのみとする。

救命入門コース参加証

氏名 ○ ○ ○ ○

上記の者は、救命入門コースに参加したことを証します。

年 月 日

大阪市消防局



【普通救命講習Ⅰ～Ⅲ及び上級救命講習修了証】

修了証は氏名等の記載は不要とし、カードを手交するのみとする





ホジョレーに教わる 救命ノート

idNo. 14 - 30 - 59 - 464

課目： 救命テスト【中級編】

あなたは、救命テスト・中級編において
みごとに100点満点を達成されましたので、
『救命テスト・中級編』合格とみなします。
さらに上の上級の合格をめざしてがんばって
ください。



おなまえ	大阪太郎
合格年月日	2023 年 3 月 29 日

www.119aed.jp



総務省消防庁「一般市民向け 応急手当 WEB 講習」

<https://www.fdma.go.jp/relocation/kyukyukikaku/oukyu/index.html>

別表 1－1

救命入門コース（90 分コース）

項 目			細 目	時間（分）
応急手当の重要性			応急手当の目的・必要性（心停止の予防等を含む）、予防救急等	90
救命に必要な応急手当 （主に成人に対する方法）	（気道異物除去法を除く。） 心肺蘇生法	基本的 心肺蘇生法 （実技及び 呈示）	反応の確認、通報、呼吸の確認	
			胸骨圧迫要領	
			気道確保要領・口対口人工呼吸法 （呈示又は体験）	
			シナリオに対応した心肺蘇生法	
		AEDの 使用法	AEDの使用方法（口頭又はビデオ等）	
			AEDの実技要領	
合計時間				90

* 座学部分（45 分相当）について、e-ラーニングの活用を可能とする。

別表 1－2

救命入門コース（45 分コース）

項 目			細 目	時間（分）
応急手当の重要性			応急手当の目的・必要性（心停止の予防等を含む）、予防救急等	45
救命に必要な応急手当 （主に成人に対する方法）	（気道異物除去法を除く。） 心肺蘇生法	胸骨圧迫 のみの 心肺蘇生 （実技）	反応の確認、通報	
			胸骨圧迫要領	
		AEDの 使用法	AEDの使用方法 （口頭又はDVD等）	
			AEDの実技要領	
合計時間			45	

普通救命講習Ⅰ

項 目			細 目	時間（分）
応急手当の重要性			応急手当の目的・必要性（心停止の予防等を含む）、予防救急等	15
救命に必要な応急手当 （主に成人に対する方法）	心肺蘇生法	基本的心肺蘇生法 （実技）	反応の確認、通報、呼吸の確認	165
			胸骨圧迫要領	
			気道確保要領・口対口人工呼吸法	
			シナリオに対応した心肺蘇生法	
		A E Dの使用方法	A E Dの使用方法（ビデオ等）	
			指導者による使用法の呈示	
			A E Dの実技要領	
		異物除去法	異物除去要領	
		効果確認	心肺蘇生法の効果確認	
		止血法		
合計時間			180	

* 座学部分（60 分相当）について、e-ラーニングの活用を可能とする。

普通救命講習Ⅱ

項 目			細 目	時間 (分)
応急手当の重要性			応急手当の目的・必要性（心停止の予防等を含む）、予防救急等	15
救命に必要な応急手当 （主に成人に対する方法）	心肺蘇生法	基本的心肺蘇生法 （実技）	反応の確認、通報、呼吸の確認	165
			胸骨圧迫要領	
			気道確保要領・口対口人工呼吸法	
			シナリオに対応した心肺蘇生法	
		A E Dの使用方法	A E Dの使用方法（ビデオ等）	
			指導者による使用法の呈示	
			A E Dの実技要領	
		異物除去法	異物除去要領	
		効果確認	心肺蘇生法の効果確認	
		止血法		
	心肺蘇生法に関する知識の確認（筆記試験）		知識の確認	60
	心肺蘇生法に関する実技の評価（実技試験）		シナリオを使用した実技の評価	
合計時間			240	

* 座学部分（60 分相当）について、e-ラーニングの活用を可能とする。

普通救命講習Ⅲ

項 目			細 目	時間 (分)
応急手当の重要性			応急手当の目的・必要性（心停止の予防等を含む）、予防救急等	15
（主に小児、乳児、新生児に対する方法） 救命に必要な応急手当	心肺蘇生法	基本的心肺蘇生法 （実技）	反応の確認、通報、呼吸の確認	165
			胸骨圧迫要領	
			気道確保要領・口対口（口鼻）人工呼吸法	
			シナリオに対応した心肺蘇生法	
		A E Dの使用方法	A E Dの使用方法（ビデオ等）	
			指導者による使用法の呈示	
			A E Dの実技要領	
		異物除去法	異物除去要領	
		効果確認	心肺蘇生法の効果確認	
		止血法		
合計時間			180	

* 座学部分（60 分相当）について、e-ラーニングの活用を可能とする。

救命実技講習 1

受講資格：概ね 1 か月以内に WEB サイト「ボジョレーに教わる救命ノート」で学習し、救命テストの中級編若しくは上級編に合格した者、総務省消防庁が実施している応急手当 WEB 講習で学習し、受講証明書がある者又は救命入門コースを概ね 3 カ月以内に受講した者。

項 目			細 目	時間 (分)
応急手当の重要性			応急手当の目的・必要性（心停止の予防等を含む）、予防救急等	5
救命に必要な応急手当	心肺蘇生法	基本的心肺蘇生法 (実技及び呈示)	反応の確認、通報、呼吸の確認	115
			胸骨圧迫要領	
			気道確保要領	
			口対口（口鼻）人工呼吸法	
			シナリオに対応した心肺蘇生法	
		AEDの使用方法	AEDの実技要領	
		異物除去法	異物除去要領	
		効果確認	心肺蘇生法の効果確認	
		止血法	直接圧迫止血法	
合計時間				120

* 本講習を受講することにより普通救命講習（Ⅰ又はⅢ）を修了したものとし、上記カリキュラムに筆記試験及び実技試験（60 分間）を付加した場合は、普通救命講習Ⅱを修了したものとする。

《e-ラーニング等を活用した普通救命講習》

①「ボジョレーに教わる救命ノート」を活用した普通救命講習
「ボジョレーに教わる救命ノート」

項 目	細 目	時 間 (分)
戦う救急アニメ、救えボジョレー	第1話、第2話、第3話	15
キャンプ・セーブ・アライフ C a m p S a v e a L i f e	胸骨圧迫やAEDの使い方 について学ぶ	20
救命テスト	中級編・上級編を実施	10
予防救急と応急手当	のどに物がつまったら 止血の方法やけど・回復体位	15
合計時間		60

* 中級編又は上級編の合格証明証を確認する。(修了日から概ね1か月以内とする。)

+

救命実技講習 1 を実施

⇒ 普通救命講習修了証を発行する。

②総務省消防庁の応急手当WEB講習を活用した普通救命講習

応急手当 WEB 講習の修了

* 応急手当 WEB 講習受講証明書を確認する。（修了日から概ね 1 か月以内とする。）

＋

救命実技講習 1 を実施

⇒ 普通救命講習修了証を発行する。

③救命入門コース参加者に対する普通救命講習

救命入門コースに参加済み

* 救命入門コースの参加証を確認する。（受講から概ね 3 カ月以内とする。）

＋

救命実技講習 1 を実施

⇒ 普通救命講習修了証を発行する。

救命実技講習 2

受講資格：概ね 1 か月以内に WEB サイト「ボジョレーに教わる救命ノート」で学習し、救命テストの中級編若しくは上級編に合格した者、総務省消防庁が実施している応急手当 WEB 講習で学習し、受講証明書がある者。

項 目			細 目	時間 (分)
応急手当の重要性			応急手当の目的・必要性（心停止の予防等を含む）	5
救命に必要な応急手当 （主に成人に対する方法）	心肺蘇生法	基本的心肺蘇生法 （実技及び呈示）	シナリオに対応した心肺蘇生法 （反応の確認から胸骨圧迫まで）	40
		A E Dの使用法	A E Dの実技要領	
合計時間				45

* 本講習を受講することにより、救命入門コース（90 分コース）に参加したものとする。

《e-ラーニングを活用した救命入門コース》

- ④「ボジョレーに教わる救命ノート」を活用した救命入門コース（90分コース）
「ボジョレーに教わる救命ノート」

項 目	細 目	時 間 (分)
戦う救急アニメ、救えボジョレー	第1話、第2話、第3話	15
キャンプ・セーブ・アライフ C a m p S a v e a L i f e	胸骨圧迫やAEDの使い方 について学ぶ	20
救命テスト	中級編・上級編を実施	10
合計時間		45

* 中級編、または上級編の合格証明証を確認する。（修了日から概ね1か月以内とする。）

＋

救命実技講習2を実施

⇒救命入門コース参加証を発行する。

- ⑤「ボジョレーに教わる救命ノート」以外の応急手当WEB講習を活用した救命入門コース（90分コース）

応急手当 WEB 講習の修了

＊ 応急手当 WEB 講習受講証明書を確認する。（修了日から概ね 1 か月以内とする。）

＋

救命入門コース（実技部分）

救命実技講習 2 を実施

⇒ 救命入門コース参加証を発行する。

別表 6

上級救命講習

項 目			細 目	時間 (分)	
応急手当の重要性			応急手当の目的・必要性（心停止の予防等を含む）、予防救急等	15	
（成人、小児、乳児、新生児に必要な応急手当 救命に必要な応急手当 に対する方法）	心肺蘇生法	基本的心肺蘇生法 （実技）	反応の確認、通報、呼吸の確認	285	
			胸骨圧迫要領		
			気道確保要領・口対口人工呼吸法		
			シナリオに対応した心肺蘇生法		
		A E Dの使用法 （成人、小児に対する方法）	A E Dの使用方 法（ビデオ等）		285
			指導者による使用法の呈示		
			A E Dの実技要領		
		異物除去法	異物除去要領		60
		効果確認	心肺蘇生法の効果確認		
	止血法		直接圧迫止血法		
心肺蘇生法に関する知識の確認（筆記試験）		知識の確認			
心肺蘇生法に関する実技の評価（実技試験）		シナリオを使用した実技の評価			
その他の応急手当	傷病者管理法	保温法	120		
		体位管理（回復体位とショック時の対応）			
	手当の要領	包帯法（三角巾等）			
		副子固定法			
		熱傷の手当			
		熱中症への対応（予防を含む。）			
		*その他の手当 （用手による頸椎保護、すり傷・切り傷、気管支喘息、痙攣、低血糖、失神、アナフィラキシー、歯の損傷、毒物、溺水への対応等）			
	搬送法	搬送の方法			
		担架搬送法			
		応急担架作成法			
合計時間				480	

* 実習を主体とし、応急手当の重要性及び応急手当の対象者とその必要性については、各細目の展示説明を含む。

* 「その他の手当」の内容は、受講者のニーズに応じて柔軟に取り入れる。

応急手当普及員講習 1

項 目		時間（分）	
基礎的な知識技能	基礎知識（講義）	120	540
	救命に必要な応急手当の基礎実技	240	
	その他の応急手当の基礎実技	180	
指導要領	基礎医学・資器材の取扱い要領・指導技法	300 (120)	780 (300)
	救命に必要な応急手当の指導要領 （心肺蘇生法に関する知識の確認（筆記試験） 心肺蘇生法の指導に関する実技の評価（実技試験）を含む。）	360 (120)	
	各種手当の組み合わせ・応用の指導要領	120 (60)	
効果測定・指導内容に関する質疑への対応		120	
合計時間		1,440 (960)	

* 教育職員に対する講習は、（ ）内の時間に短縮する。

教育職員用講習の日程は、大阪市教育センターと事前調整したものに限る。

備 考	1 「基礎知識（講義）」とは、応急手当指導員（普及員）認定制度、応急手当の重要性、応急手当の対象者等に関する知識を意味する。 2 「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法、止血法（感染防止を含む）を意味する。 3 「その他の応急手当」とは、傷病者管理法、手当要領、搬送法を意味する。 4 「基礎医学」とは、解剖・生理学、感染防止を意味する。
--------	--

応急手当普及員再講習

項 目	時間（分）
救命に必要な応急手当の指導要領	180
合計時間	180

応急手当普及員講習 2

項 目	
救命に必要な応急手当の指導要領（応急手当普及員再講習）	180
指導技法 { 心肺蘇生法に関する知識の確認（筆記試験） 心肺蘇生法の指導に関する実技の評価（実技試験）を含む }	60
合計時間	240

備 考	1 本講習は、応急手当指導技能の維持・向上を図るものである。 2 本講習においては、指導実技を実施させ、手順・要領が誤っているものについて重点指導する。また、想定課題に基づく指導要領について展示指導させ、誤っている部分について修正指導を行う。 3 「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法、止血法（感染防止を含む）を意味する。
--------	--

患者等搬送乗務員基礎講習

講 習 内 容	項 目	単位数
	1 総論	1
	2 観察要領及び応急措置（一定頻度者が受講する講習と同等の内容を含む。）	13
	3 体位管理要領	2
	4 消防機関との連携要領	2
	5 車両資器材の消毒及び感染防止要領	2
	6 搬送法	2
	7 効果測定	2
講 習 単 位	2 4 単位	
備 考		
1 当局が必要と認める場合は、講習内容及び講習時間等を変更する場合がある。		
2 講習単位の1単位は、45分～60分とする。		
3 基礎講習の効果測定は、合計100点の配点で実施し、80点以上の得点をもって合格とする。		

別表 9－2

患者等搬送乗務員基礎講習（車椅子専用）

	項 目	単位数
講 習 内 容	1 総論	1
	2 観察要領及び応急措置（一定頻度者が受講する講習と同等の内容を含む。）	9
	3 体位管理要領	1
	4 消防機関との連携要領	2
	5 車両資器材の消毒及び感染防止要領	1
	6 搬送法	1
	7 効果測定	1
講 習 単 位	1 6 単位	
備 考		
1 当局が必要と認める場合は、講習内容及び講習時間等を変更する場合がある。		
2 講習単位の1単位は、45分～60分とする。		
3 基礎講習の効果測定は、合計100点の配点で実施し、80点以上の得点をもって合格とする。		

患者等搬送乗務員定期講習

講 習 内 容	項 目	単位数
	1 観察要領及び応急措置	2
	2 体位管理要領	1
講 習 単 位	3 単位	
備 考		
1 当局が必要と認める場合は、講習内容及び講習時間等を変更する場合がある。		
2 講習単位の1単位は、45分～60分とする。		